

道路法第37条第1項の規定に基づく占用制限について

令和5年3月31日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しました。

1 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日

2 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	起点	終点
市道	神野西町2号線	豊橋市神野西町一丁目6番1地先	豊橋市神野西町一丁目4番3地先
市道	神野西町・神野新田町1号線	豊橋市神野西町一丁目4番3地先	豊橋市神野新田町字キノ割24番1地先
市道	神野新田町253号線	豊橋市神野新田町字キノ割24番1地先	豊橋市神野新田町字メノ割15番1地先
市道	小向町・神野新田町19号線	豊橋市神野新田町字メノ割15番1地先	豊橋市小向町字西小向40番1地先
市道	野田町・羽田町1号線	豊橋市花田町字中ノ坪34番1地先	豊橋市羽田町73番地先

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

豊橋市 緊急輸送道路図

- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 第三次緊急輸送道路
- 緊急道路(市)
- 一般県道
- 第一指定避難所
- 第二指定避難所

豊川IC

泉臨港道路
占用制限箇所(市道)

- ③終点・④起点
神野新田町字ノ割15番1地先
- ②終点・③起点
神野新田町字ノ割24番1地先
- ①終点・②起点
神野西町一丁目4番3地先

④終点
小向町字西小向40番1地先

⑥起点
花田町字中ノ坪34番1地先

⑤終点
羽田町73番地先

三河港
①起点
神野西町一丁目6番1地先

